

生産緑地法

生産緑地法とは、1974 年、[都市計画法](#)に基づく地域地区のひとつである生産緑地を、農林漁業などとの調整を図りつつ、良好な都市環境に資することを目的に定められた法律。

面積が 500 平方メートル以上ある、[市街化区域内の農地](#)などで、公害や災害の防止などに効用があり、自治体が指定した公園・緑地などの公共施設などの敷地に適している土地を生産緑地という。都市生活から緑がなくなることを抑止し、加えてその食料生産の場所を確保しようという都市計画の一部として指定されたものだ。1991 年 9 月に生産緑地法は改正され、市街化区域内の農地は、保全する農地(生産緑地)と宅地化する農地(宅地化農地)とに区分されることになった。この区分によって、生産緑地とは、保全する農地として新たに位置づけられることになった。生産緑地地区に指定されると、その土地は農地以外には使用できなくなるが、30 年たつか、農業ができなくなるような事情になれば、自治体が買い取ってくれる。また、この地区に指定されると、税制上の優遇措置が受けられる。